

大社福施発第 725 号  
令和 6 年 2 月 16 日

老人福祉施設長 各位

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会  
老人施設部会長 西田 孝司

### 令和 6 年能登半島地震にかかる義援金へのご協力について（お願い）

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和 6 年能登半島地震から 1 ヶ月が過ぎました。亡くなられた方々に哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。

さて、ご案内のとおり地震による被害は甚大で、特に社会福祉法人・老人福祉施設においては、直接的な被害のみならず、水道やガスなどのインフラの復旧が滞り、さらに地域の要援護者や住民に対して緊急的な支援を行うなど、事業の再開と継続に向けて厳しい状況が続いています。

このような中、大阪府内の老人福祉施設では、応援介護職員等や DWA T チーム員ほかの人的支援に加え、物的支援あるいは募金活動を行うなど、様々な被災地支援に取り組んでいただいています。

今後、被災地域に対する長期の支援が必要になってくることが予想されるなか、このたび、老人施設部会と一般社団法人大阪市老人福祉施設連盟は、将来的な復旧・復興に向けた被災地支援活動の一つとして、義援金を募ることといたしました。

募集期間は幅を持たせていただき、可能な範囲で募金活動等を行っていただければ幸いに存じます。

お寄せいただいたご厚意は、老人施設部会の正副部会長における協議を経て、被災した社会福祉法人・老人福祉施設への支援に役立ててまいります。

つきましては、下記の通り口座を開設しましたので、趣旨お汲み取りのうえ、ご支援・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

#### 記

1. **募集期間** 令和 6 年 2 月 16 日（金）～ 4 月 30 日（火）

2. **送金口座**

金融機関	： りそな銀行 大手（おおて）支店
口座番号	： 普通預金 0084875
口座名義	： 老人施設部会 義援金口 西田 孝司（にしだ たかし）
※振込手数料は施設負担でお願いします。	

### 3. 留意事項

- ・義援金の金額については、基準は設けておりません。
- ・1/12 付の厚生労働省老健局高齢者支援課の事務連絡にあるように、社会福祉法人が寄付金（義援金）を支出することについての特例措置がありますので、必ずご確認ください。【別紙参照】
- ・義援金の支給先および支給金額については、被災地の状況ならびに全国各地からの支援の状況を踏まえて、老人施設部会の正副部会長で検討する予定でございます。

### 4. お問い合わせ先

老人施設部会事務局（担当：青木、香西）

大阪府中央区中寺 1-1-54 大阪社会福祉指導センター内

TEL) 06-6762-9001 FAX) 06-6768-2426

Email) sakurasou@a-kaigo.gr.jp

事務連絡  
令和6年1月12日

都道府県  
各 指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中  
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課

令和6年能登半島地震による被害に対し  
社会福祉法人が寄付金（義援金）を支出することについての特例について

社会福祉法人が運営する特別養護老人ホーム、特定施設、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護の介護報酬については、「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」（平成12年3月10日付老発第188号厚生労働省老人保健福祉局長通知）において、資金の運用が取扱われているところです。

今般の令和6年石川県能登地方を震源とする地震による災害について、被害が極めて甚大であることに鑑み、当該災害に係る寄付金（義援金）の支出については、特例的に以下の要件を満たすことを条件に支出を可能とする取扱いとします。

つきましては、管内市町村及び社会福祉法人に周知を図るよう、よろしくお願ひします。

記

要件を満たす条件について

当該法人の所轄庁と以下の条件について事前に協議すること。

- ① 当該法人の運営に支障を及ぼすような金額ではないこと。
- ② 当該法人と特殊な関係が疑われるような者・団体等へ寄付するものでないこと。
- ③ 法人内部の意思決定プロセスに違反するものでないか、定款に違反するものでないかの確認等を行うこと。